

8月30日(火)～9月7日(日)は、建築物防災週間です。災害時に備え、建物、ブロッコリーなどの点検を！



点訳ボランティア養成講座 受講者募集

点字図書製作に携わっていただける点訳ボランティアの養成講習会を開催します

日時 10月7日～平成29年3月10日までの
毎週金曜日(12月23日・30日、1月6日
を除く全20回) 午前9時30分～11時
30分

場所 上野点字図書館(伊賀市上野寺町)
対象 全20回の講習の内、15回以上出席でき、
自宅でパソコンを使える環境にある人

定員 15人 ※先着順

申込 9月23日(金)までに電話で問い合わせ先へ

◎受講終了後、点訳ボランティアとして活動していただきます。



☎ 上野点字図書館 ☎ 23-1141



平和を、仕事にする。 自衛官募集

募集職種/受付期間

▼陸上自衛官(看護)/9月1日(日)～9月30日(日)

▼防衛大学校学生/9月5日(日)～9月8日(日)

▼防衛医科大学校医学科学生/9月5日(日)～9月30日(日)

▼防衛医科大学校看護学科学科学生/9月5日(日)～9月30日(日)

※年齢条件など詳しくは、問い合わせ先へ

☎ 自衛隊伊賀地域事務所 ☎ 21-6720



農園芸ジョブトレーナー 養成研修会 参加者募集

農園芸分野で障害者の就労や実習などに必要な支援を行う農園芸ジョブトレーナーを養成します。



日時 9月17日(土)・18日(日)・19日(月)

午前9時30分～午後6時 ※全3回

場所 防災センター(鴻之台1)

定員 10人 ◎参加無料

申込 9月5日(日)(必着)までに、名張市障害者人材センター(総合福祉センターふれあい1階/〒518-0718丸之内79)へ、郵送、ファクス、電子メール(shogai@city.nabari.mie.jp)で申込

※申込用紙は市役所1階障害福祉室もしくは問い合わせ先で配布。市ホームページからも出力可。申込多数の場合は選考します。

☎ 市障害者人材センター ☎ FAX 63-0026



木造住宅無料耐震診断を受付中

市が委託する診断員が、耐震診断マニュアルなどにに基づき、無料で耐震診断します。なお、昭和56年5月31日以前に建築(着工を含む)された木造住宅などの条件があります。

募集戸数 10戸程度 ※先着順

申込期限 11月30日(日)

※申込や対象物件など、詳しくは問い合わせ先へ

☎ 営繕住宅室 ☎ 63-7740



楽しく学んで子育て支援しませんか?全5回の連続講座開催

多くの皆さんに子育て支援に関わっていただくため「子育て・子育てマイスター養成講座」を開催します。

地域の子育てサロンや広場などでボランティアとして活躍しませんか?1回からの参加も可能です。ぜひ、お気軽にご参加ください。

開催日/内容

① 10月12日(日)

子どもの発達と配慮が必要な子どもへの対応

② 10月21日(金)

保護者への支援、虐待の未然防止

③ 11月2日(日)

子育て家庭の現状と課題

④ 11月14日(月)

子どもと絵本の関わり

⑤ 12月12日(月)

子育て支援に必要なコミュニケーションスキル



時間 いずれも午前10時～11時30分

場所 ①～④教育センター(百合が丘西5)、
⑤市役所1階大会議室

◎全て参加無料。申込は、各回の開催2週間前までに電話で問い合わせ先へ

☎ 子ども家庭室 ☎ 63-7594



野焼き(野外焼却)は 法律で禁止されています

ごみなどの野焼きは法律で禁止されており、違反すると5年以下の懲役または、1,000万円以下の罰金が科されます。

なお、農林業を営むためにやむを得ず行う焼却は例外的に認められていますが、その場合でも野焼きを行う人は周辺への配慮をお願いします。

※近隣の皆さんへは農業に伴う野焼きに対してのご理解をお願いします。

☎ 環境対策室 ☎ 63-7492



全国一斉「高齢者・障害者の 人権あんしん相談」強化週間

高齢者や障害者をめぐる人権問題の解決を図ることを目的に、全国一斉に電話相談(相談ダイヤルは全国统一番号)を実施します。

相談ダイヤル ☎ 0570-003-110

実施期間 9月5日(日)～11日(日) 午前8時30分～午後7時 ※土・日曜日は午前10時～午後5時

☎ 津地方法務局人権擁護課 ☎ 059-228-4193



税金や会計で悩んでいませんか? 「無料税務相談会」を開催します

日時 9月10日(土)、11月12日(土)

午後1時30分～4時30分

場所 産業振興センターアスピア(南町)

対象 名張市・伊賀市で在住・在勤の人

◎申込方法など詳しくは、問い合わせ先へ

☎ 東海税理士会上野支部 ☎ 51-0932

年金 通信

国民年金加入中の事故や病気で重い障害が残ったら、 障害基礎年金を受給できる場合があります

受給要件 ①初診日に国民年金に加入している、または、加入を終えた後でも60歳以上65歳未満で国内に住所を有していること(老齢基礎年金を繰上げ受給している人は請求できない場合があります)

②障害認定日(初診日から1年6ヵ月経った日、または、1年6ヵ月以内に症状が固定した日)に国民年金法の1級または2級の障害の状態になっていること。もしくは満65歳の前々日までに障害が重くなり国民年金法の1級または2級の障害の状態になっていること(身体障害者手帳などの等級とは異なります)

③初診日の前日において次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること

▼初診日の属する月の前々月までに保険料を納めなければならない期間のうち3分の1を超える未納期間がないこと

▼初診日の属する月の前々月までの直近1年間に未納がないこと

◎20歳前に初診日がある場合

20歳になったとき(20歳に達した後に障害認定日があるときは、その日)に、障害の程度が国民年金法の1級または2級の障害の状態にあるとき、もしくは満65歳の前々日までに障害が重くなり国民年金法の1級または2級の障害の状態になったとき障害基礎年金を支給。保険料の納付要件は問いませんが、本人の所得制限があります。

◎詳しくは、保険年金室(☎63-7445)または津年金事務所(☎059-228-9112)へ

●ご相談の際には、年金手帳、最初に医師(歯科医師)の診察を受けた年月日からの受診歴がわかるメモをお持ちください。

国民年金に加入中の人で、障害基礎年金・障害厚生(共済)年金(1級・2級)の受給者となられた人は、届出により国民年金保険料が免除になります。市役所1階保険年金室で手続きしてください(納付可)。

持ち物 年金手帳、年金証書、認印など

年金相談

日時 9月13日(火)・27日(火) 午前10時～午後3時(受付は午後2時45分まで)

場所 産業振興センターアスピア(南町) ☎ 保険年金室 ☎ 63-7445